

令和8年8月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢巾町長 高橋昌造

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 矢巾町<br>(033227)   |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 上赤林<br>(上赤林)      |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和8年8月7日<br>(第4回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

拡大意向のある農家は少なく、後継者が不明や入作等で将来の営農意向が確認できていない農地もあり今後検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の個別法人は水稲特化、認定農業者は水稲+αの複合経営となっている。集落営農組織においては、水稲及び転作小麦に取り組んでおり、構成員はそれぞれ集落営農の水稲・小麦と自身で取り組む野菜や園芸畜産などで複合化を図っており、今後も継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 171.6 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 171.6 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | 171.6 ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手である法人や集落営農組織、認定農業者等の大規模農家に集約を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手への経営意向を踏まえ、農業委員と調整し、必要に応じて集約化する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

計画はない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内で多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が図られる防除作業については一部を株式会社ケーエスに委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|           |             |         |         |          |        |
|-----------|-------------|---------|---------|----------|--------|
| ①鳥獣被害防止対策 | ②有機・減農薬・減肥料 | ○       | ③スマート農業 | ④畑地化・輸出等 | ⑤果樹等   |
| ⑥燃料・資源作物等 | ○           | ⑦保全・管理等 | ○       | ⑧農業用施設   | ⑨耕畜連携等 |
|           |             |         |         | ⑩その他     |        |

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣被害が発生した場合は、補助事業等活用し対策を検討する。

②みどり戦略など出来ることから取り組みを検討する。

③ドローンによる薬剤散布を行っている。

⑦保全管理として、せき堀り、畦畔の草刈りを行っている。

⑧農作業格納庫、育苗施設の設置を検討している。